

一般社団法人 体験設計支援コンソーシアム 委員会等設置規定

(設置・統廃合)

第1条 理事会は当法人の運営のためもしくは理事会の諮問機関として委員会等(以下委員会)を設置することができる。委員会の設置、統廃合に関しては理事会で決定する。

(構成)

第2条 委員会は正会員、もしくは委員長が指名し理事会で承認された者で構成する。

- 1) 委員長は理事とし、理事会が選任する。
- 2) 委員会は2名までの副委員長を相互選任できる。

(活動報告)

第3条 委員会はその活動内容、成果を理事会に報告するとともに議事録等に記録を残す。

(事業報告書、計画書)

第4条 委員会は当該年度の事業報告書、次年度の事業計画書および予算書を理事会の指定する期日までに理事会に提出する。

(予算執行)

第5条 委員長は事業運営のために理事会で承認された予算の執行権限を持つ。

ただし、事業計画にない新たな活動に伴う支出が必要となった場合は、補正予算案を作成し理事会に提出する。理事会は、当法人の財務状況を鑑み補正予算案を決裁できる。

付則

この細則は、2019年5月24日から施行する。